

事務所だより

第164号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

算定基礎届の提出について

毎年1回の届け出

社会保険の被保険者は、報

酬（給与や役員報酬）から健康保険料や厚生年金保険料などを天引きされることで保険料を負担しています。入社後の報酬が改定（昇給または降給）などで変動したときには、保険料も報酬に見合った金額に変更することになります。変動後の報酬に対応した保険料を算出するために、毎年1回、決まった時期に標準報酬月額を見直して保険料を算出することとしています。これを定時決定と呼んでいます。

原則的な定時決定とは

毎年7月1日現在の被保険者（6月1日以降に資格取得した人を除きます）の4月、5月、6月に実際に支払われた報酬額（各種手当を含む）の平均額を算出し、その平均

額により標準報酬月額が決定されます。

作成時の注意点

① 対象となる4月・5月・6月の報酬は、4月・5月・6月勤務分の報酬ではなく、それぞれの月に実際に支払った報酬です。

したがって、翌月払いの会社では、4月・5月・6月の報酬とは、3月・4月・5月勤務分の報酬になります。

② 対象となる4月・5月・6月の報酬は、いずれも報酬支払基礎日数（報酬を計算する基礎となる日数）が17日以上あることが原則です。

したがって、17日未満の月があれば、報酬の平均額を算定する基礎からは除外します。（図参照）

③ 4月に途中入社したときなど、入社月の給与が日割り

計算され、1カ月分の報酬が支給されなかった場合は、報酬支払基礎日数が17日以上あってもその月は算定対象月から除きます。

④ パートタイム労働者（※注）については、4月・5月・6月の3カ月とも報酬支払基礎日数が17日以上あれば、3カ月の平均額をもとに標準報酬月額を決定し、報酬支払基礎日数が17日以上ある月が1カ月以上3カ月未満の場合は、17日以上月の報酬の平均額をもとに標準報酬月額を決定します。

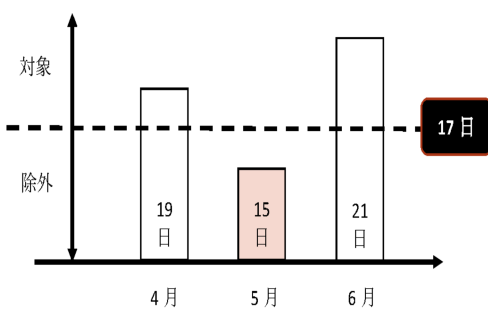
また、報酬支払基礎日数が3カ月とも17日以上ない場合は、報酬支払基礎日数が15日以上月の平均額を算出し、標準報酬月額を決定しますが、3カ月とも報酬支払基礎日数が15日以上ない場合は、従前の標準報酬月額で決定されることになります。

⑤ 算定基礎届は、原則として7月1日現在、被保険者である人全員が対象となります。したがって、当年の6月30日以前に退職した人は対象になりません。また、当年の6月1日以降に資格取得をした被保険者、あるいは当年の7

月・8月・9月に被保険者報酬月額変更届（随時改定）を提出する予定の被保険者などについても、算定基礎届（定時決定）の対象とはされません。

⑥ 賞与を年4回以上支給する場合は、原則として賞与ではなく通常の報酬とします。7月1日を基準として、前1年間に4回以上の支給がある場合は、前1年間に支給した全賞与の合算額を「12」で除して得た額を、各月の報酬に算入します。

（※注）適用拡大の対象となる短時間労働者である被保険者を除く



※ この例の場合は、5月を除外し、4月と6月の平均額から標準報酬月額を算出します。

障害年金の制度をご存知ですか？

〈障害年金受給に関する3つの要件〉

初診日の年金制度

病気やけがで初めて診察を受けた日に、国民年金・厚生年金保険・共済組合のいずれかに加入している。

障害年金の認定基準

障害認定日または現在、障害年金の認定基準にあてはまっている。

保険料の納付

病気やけがで初めて診察を受けた日より前に一定の保険料を納めている。

上記の3つの条件がそろっているか、一緒に確認してみませんか。

申請代行・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を見直して

先月、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳（厚生労働省委託事業）」に「労働者の疲労蓄積度チェックリスト（2023年改正版）労働者用・家族用」の「チェックリスト」、「活用ガイド・調査研究報告書」が公表されました。

「労働者の疲労蓄積度自己

診断チェックリスト」は、2002年度、2003年度に厚生労働省からの受託事業により中央労働災害防止協会が作成したもので、労働者が調査票の選択肢を選ぶことにより、簡単に自身の疲労度を測定することが出来ます。また、インターネット上に公開されて、過重労働による健康障害

防止対策のツールとして広く活用されてきました。しかし、作成から15年以上が経過し、働き方改革の推進など働く人々を取り巻く情勢も大きく変化してきたことから、この度、有識者による検討によりその内容が見直され、改訂版が公表されました。

5月の労務手続
「提出先・納付先」

10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

31日
○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

「公共職業安定所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」
○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）
「雇入れ・離職の翌月末日」
「公共職業安定所」

編集後記

今年は3年ぶりに算定基礎届説明会が開催予定とのこと。よつやくコロナ前の行事が戻ってきたようです。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL <http://k-fujita-sr.com>

Q 会社に出勤しようと自宅の玄関を出たところ、足元が凍っていたため滑って転倒して、足首を捻挫してしまいました。会社に通勤災害を申し出たところ「該当しない」と言われました。納得できません。

通勤開始時の転倒によるケガ

A 結論から申しますと、ケガをしたのがどのような場所なのかによって、通勤災害として労働基準監督署が認定するかどうか判断がわかれます。

「通勤」とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復する行為をいうことから、住居又は就業の場所が、それぞれ通勤の始点・終点となります。

また、住居と通勤経路の境界は、「通常、一般の人が自由に通行することができるかどうかにより区分する」とされています。

自宅が一戸建て、玄関を出たエントランスで滑って転倒したケースは、自宅の敷地内のため労災保険の対象外です。そのため、健康保険証を使って治療することになります。

自宅が集合住宅で、玄関を出た廊下等で同じように滑って転倒したケースや、自室から出ようとして通路へ出て鍵をかけるため玄関のドアの把手をつかもうとしたところ、風が吹いてきて、ドアが勢いよく閉まり、差し出していた手をはさまれて負傷したケースでは、集合住宅の階段や通路が通勤経路と認められるため、通勤災害として認定されています。

